特 記 仕 様 書

（適用範囲）　（H29.12.01）

第1条　この特記事項以外は下記を準拠する。

安城市契約規則、安城市工事等施行に関する事務取扱要領、工事監督要領及び設計変更事務取扱要領

工事請負契約書

愛知県企業庁発行工事標準仕様書

関係法令及び諸工事基準

（公表歩掛の参考明示）

第2条　この設計書に記載される歩掛等は、標準的な施工方法を参考明示したものであり、設計図書に特別の定めのある場合を除き、指定するものではない。

（施工条件の明示）

第3条　下記項目のうち適用項目〇印該当欄は、当該工事に関する施工条件であり、特記仕様書として明示する。

なお、参考明示〇印該当欄は、積算上の条件明示であり、指定するものではない。

大項目		中項目		適用項目	小項目		明示事項	内容	参考明示
Ⅰ	工法関係	①	工事施工関係		1	工法指定	指定工種及び工法		
							工法指定する理由		
					2	仮設工事	仮設工法		
							仮設工法選定条件		
					3	仮設備	仮設備の構造		
							仮設備の施工方法		
							仮設備の設計条件		
					4	薬液注入	設計の前提条件		
							施工区分		
							材料種類		
							施工範囲		
							削孔本数及び延長		
							注入量及び注入圧		
							周辺環境調査の内容		
					5	現場発生品	品名・規格・数量		
							引渡場所・運搬距離		
							再使用の有無		
					6	支給品及び貸与品	品名・規格・数量		
							品質・性能		
							引渡場所・運搬距離		
					7	部分使用	部分使用箇所		
							部分使用時期		
							部分使用目的		
					8	振動測定	振動測定		
		②	工事用道路	〇	1	一般道の使用	搬入経路	現道使用	
							搬出経路	現道使用	
							使用期間	工事期間中	
							使用時間帯	9:00～17:00	
							使用中・使用後の処置内容		
					2	仮道路	仮設道路の構造		
							安全施設等の設置内容		
							安全施設等の設置期間		
							工事終了後の存置・撤去		
							維持補修の内容		

		③	関係品質		1	品質管理	品質管理に関する条件		
Ⅱ	工程関係	①	関連工事	○	1	関連工事	関連する工事名及び発注者	給水装置新設工事、㈲丸正設備商会	
							関連する工事内容	給水装置新設	
							調整結果内容	業者間にて調整を行うこと	
							施工に係る条件		
					2	公共補償工事等他管理者協議	管理者名		
							協議結果内容		
							施工に係る条件		
							協議成立見込時期（未了の場合）		
					3	占用支障物件協議	占用支障物件名		
							協議結果内容		
							施工に係る条件		
							協議成立見込時期（未了の場合）		
		②	関係機関		1	交差協議等	協議機関名		
							協議結果内容		
							施工に係る条件		
							協議成立見込時期（未了の場合）		
					2	地元調整	調整結果内容		
							施工に係る条件		
					3	法令等手続き	手続き先機関		
							協議結果内容		
							施工に係る条件		
							協議成立見込時期（未了の場合）		
Ⅲ	用地関係	①	用地関係		1	借地	場所及び範囲		
							時期及び期間		
							使用条件		
							復旧方法		
							工事に必要な土地の借地料		
					2	工事用地の復旧	場所及び範囲		
							時期及び期間		
							使用条件		
							復旧方法		
					3	事業損失防止調査	事前・事後調査の区分		
							調査時期		
							調査方法		
							調査範囲		
							調査項目		
					4	立木伐採	対象範囲		
							処理方法		
Ⅳ	安全策関係	①	安全策関係		1	交通安全施設	指定内容		
							指定期間		
					2	近接施工	近接する施設		
							施工方法・作業時間帯等		

				○	3	交通誘導警備員等の配置 A･･･公安委員会の検定合格者 B･･･資格者以外	該当路線名	市道尾山百々目線	○
							配置位置	規制区間起終点	
							配置人数	交差点部B4人、単路部B2名	
							時間	9:00～17:00	
							交代要員	有	
							期間	2.5日	
							備考		
							交通誘導警備員配置図		
							交通誘導警備員配置期間算出表		
Ⅴ	建設副産物	①	建設発生土		1	建設発生土の利用	搬入元利用方法		
							数量		
							土質区分		
							片道運搬距離		
							備考		
							現場利用条件 土質試験　項目		
							現場利用条件 箇所・数		
							現場利用条件 土質改良		
							現場利用条件 仮置場		
				○	2	建設発生土の搬出	搬出先	改良工場	○
							数量	14㎥	
							土質区分	第2種建設発生土	
							片道運搬距離	L=9.0km以下	
							備考		
							搬出先受入条件 土質試験　項目		
							搬出先受入条件 箇所・数		
							搬出先受入条件 土質改良		
							搬出先受入条件 仮置場		
							搬出先受入条件 搬出先詳細及び経路		
		②	建設廃棄物	○	1	建設廃棄物の処理	建設廃棄物の種類	建設汚泥	○
							数量	0.2㎥	
							処理等施設の名称	中間処理施設	
							片道運搬距離	L=30km以下	
							処理方法受入条件等		
							建設廃棄物の種類	アスファルト殻	○
							数量	2.6㎥	
							処理等施設の名称	中間処理施設	
							片道運搬距離	L=11.0km以下	
							処理方法受入条件等		
Ⅵ	資料の確認	①	資料の確認		1	地質調査報告書の貸与			
					2	測量成果簿の貸与			
					3	用地境界杭の確認資料提示			
					4	測量基準点の確認資料提示			
					5	地下埋設物の確認資料提示			

					6	設計委託成果の貸与			
Ⅶ	その他	①	その他		1	調査・試験等に対する協力	施工合理化調査		
					2	工事施工後にしか設計数量が定まらない工種	法枠工及び法面整形工		
							既成杭工		
							運搬処理工（廃棄物）		

（工程表）
第4条　安城市工事請負契約約款第3条に記載のある工程表は、提出不要とする。
　但し、他工事の現場代理人を兼務させる場合（兼務工事）は、現場代理人等届の添付書類として、兼務届及び工程表を添付すること。
（監督員）
第5条　標準仕様書に記載のある専任監督員、主任監督員及び総括監督員は、監督員、担当係長及び担当課長と読替えるものとする。
（予定週工程の報告）
第6条　工期が2週間以上にわたる場合は予定週工程表を提出すること。
（建設副産物の報告）
第7条　愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱のうち、「あいくる材使用状況報告書」及び「あいくる材使用実績集約表」の
　提出は不要とする。
（県産品の優先使用）
第8条　本工事に使用する資材等は、品質が規格値を満足し、かつ価格が適正である場合には県内産品の優先使用に努めるものとする。
（施工計画書記載省略項目の記載指示）
第9条　施工計画書の記載省略項目の内、主要資材、施工方法の監督員による段階確認等、施工管理計画の品質管理、管理測定箇所図、
　写真撮影箇所図については、施工計画書に記載しなければならない。
（履行報告）
第10条　受注者は、履行報告の提出に際し、現場状況のわかる写真を添付しなければならない。
（電子納品）
第11条　電子納品の対象及び電子情報の作成に係る基準は別に定める安城市電子納品運用手順書（以下「手順書」という。）による
　ものとし、手順書に記載のない事項は国及び愛知県の基準を準用するものとする。その他疑義が生じた場合は速やかに監督員と
　協議し、その指示に従わなければならない。
（1日未満で完了する作業の積算）
第12条　「1日未満で完了する作業の積算（以下、「1日未満積算基準」という。」は、変更積算のみに適用する。
2　受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について協議の発議を行うことができる。
3　同一作業員の作業が他工種・細別の作業と組合せで1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。
4　受注者は、協議に当って、1日未満積算基準に該当することを示す書面その他協議に必要となる根拠資料（日報、実際の費用が
　分かる資料等）を監督員に提出すること。実際の費用が分かる資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準
　との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。
（南海トラフ地震に関する情報）
第13条　愛知県建設部発行土木工事標準仕様書に記載のある「東海地震注意情報」は、「南海トラフ地震に関する情報」と読替えるもの
　とする。
（埋設物の事前調査）
第14条　工事施工区間に占用物（下水道・ガス・NTT等）がある場合は、事前に占用者と立ち会いを行い、埋設位置・深さ等を把握すること。
（家屋等の事前調査）
第15条　家屋等の事前調査は、塀及び土間コン等のひび割れ傾き、境界杭等の現況を地権者立会いの下で行い監督員に報告すること。
　また、このとき撮影した写真等資料を整理すること。ウエルポイント工を施工する場合は、井戸の有無及び水位の確認をし合わせて監督員
　に報告すること。
（境界杭の復旧）
第16条　工事の施工前に行う境界の確認及び境界杭の移動（逃げ、戻し）については、地権者立会いの下で行うこととし、筆界については、
　杭の有無に係わらず施工前及び施工後の写真（位置の確認が出来るもの）を完了時に提出するものとする。
（水道工事留意事項－設計要綱の適用）
第17条　施工は「安城市水道工事設計要綱」を標準とし、疑問を生じた場合は、受注者の判断によることなく、監督員とよく打合せをすること。
（水道工事留意事項－水道配水用ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝ配管の技術者配置）
第18条　水道配水用ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝ配管について、「水道配水用ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝ配管施工講習」の受講者が施工すること。また受講証を施工前に提示
　すること。
（水道工事留意事項－工事完了図面等の完了時提出）
第19条　工事完了図面（しゅん工図、CAD図面）及び公道分切替台帳は、工事完了時に提出すること。このとき、CAD図面については監督員と
　協議のうえ省略することができる。
（水道工事留意事項－バルブ操作時の事前打合せ）
第20条　水道管の洗管は、水道工務課職員で行うため、日程・通水・住民周知方法等について事前に打ち合わせをすること。
（水道工事留意事項－石綿管の撤去）
第21条　本工事及び関連工事において石綿管を確認した場合は「石綿障害予防規則」を遵守すること。
（水道工事留意事項－工事日報の提出）
第22条　現地施工を行うときは、作業内容等を施工日ごとに記録し、工事記録とともに完了時に提出すること。
　この日報には、配管図（EF継手チェックシート等と整合すること）、作業内容、作業車両、使用資機材、現地作業員、交通整理員、その他
　監督員と協議し必要と定めた事項を記録するものとする。
（水道工事留意事項－水道用識別マーカーの設置）
第23条　水道用識別マーカーを設置するときは、水道管上30cmの位置に垂直に設置すること。